

令和7年度 大分地方最低賃金審議会 大分県鉄鋼業最低賃金専門部会

- 1 日時 令和7年10月14日（火）午前10時～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員
公益代表：荒井委員、井田委員、松隈委員
労働者代表：首藤委員、田中委員、原口委員
使用者代表：岩田委員、日野委員、松尾委員
- 4 事務局
大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）金額審議
（2）その他
- 6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日は、全委員のご出席をいただいております。そのため、本専門部会には、9名の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により有効に成立していることを御報告いたします。

それでは以後の議事進行を松隈部会長にお願いいたします。

部会長

それでは、ただ今から大分県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催します。

前回の10月1日から「金額審議」に入っておりますが、前回の「金額審議」の概要をおさらいの形で申し上げますと、

労側委員からは、

- ・日本の製造業の屋台骨ともいえる鉄鋼業の産業としての魅力を維持するため対地賃率は昨年度と同程度としたい
- ・大分県の鉄鋼の生産額は非鉄金属に次いで高く、県民所得も九州で高位置にある。鉄鋼業の最賃額の引き上げを全体に波及させていきたい
- ・中小企業の原因別倒産状況では、最多原因は販売不振、次いで人手不足であり賃上げが原因ではない

などの説明があり、金額の提示が1回ありました。

一方、使側委員からは

- ・鉄鋼業の景況は、鋼材需要が減少している中、中国企業が生産状況による需給ギャップのため余剰が生じ価格下落している
- ・昨年の対地賃率及び県内の他産業の特定最賃と比較しても一定の位置を占めていることから、慎重な議論が必要である。地域最賃の81円という大幅な引き上げとは一線を画した議論が必要と考える
- ・賃金だけではなく福利厚生も含め産業の魅力を維持していきたい
- ・鉄鋼業は裾野が広い業種であり、パートナー企業の経営状況も考慮する必要がある

などの説明があり、金額の提示が1回ありました。

以上が前回の概要ですが、本日は、2回目の金額審議となります。審議を尽くして、是非とも全会一致の結論が得られるよう、各側委員の御協力をお願いします。

それでは、最初に資料の説明を事務局からお願いします。

賃金室長

【資料説明】

部会長

ただ今の事務局の説明に対して、何か御質問等はありませんか。

それでは、前回に引き続き金額審議に入ります。

審議の進め方は、前回同様に労使に分かれ、公益の方で調整していく方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

部 会 長

それでは、前回と同様の方法で本日の審議を進めていくこととします。ここで、労使に分かれる前に、何か補足しておきたい事項があれば、お願いします。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、ただ今から金額審議に入ります。

事務局から協議場所の説明をお願いいたします。

賃金室長

協議場所は、この会議室となっております。

そのため、公益委員の皆様は、この会議室にお残りいただきます。労働者代表委員の皆様は3階の職業安定部の会議室、使用者代表委員の皆様は、3階の雇用均等室の委員会室を控室として用意しております。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくをお願いいたします。

部 会 長

前は使側のご意見を労側にお伝えしたところで終了しておりますので、初めに労側から伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

検討いただく時間は必要ですか。

労働者代表委員

今からでお願いします。

部 会 長

それでは、使側の皆さんは控室へ移動をお願いします。

ただ今から公労会議を始めます。

(二者協議)

部 会 長

それでは、専門部会を再開します。

労働者代表委員、使用者代表委員より、それぞれ今回の改正に対するお考え、引上額、引上率をお伺いしながら、全会一致に向けての御審議をいただきました。

労使双方の委員の真摯なご議論、ご協力の結果、全委員の合意を得ることができました。

ここで、事務局から、本日合意に至った最低賃金時間額及び引上額の確認をお願いします。

賃金室長

本日の審議において、最終的におまとめいただきました大分県鉄鋼業最低賃金の時間額及び引上額、引上率を申し上げます。

時間額 1,176 円、引上額 70 円、引上げ率 6.33 %

となっております。

部 会 長

ただ今、事務局から説明のあった金額を、本専門部会における全会一致の結論として取りまとめてよろしいですか。

【異議なし】

部 会 長

それでは、これを本専門部会における全会一致の結論とします。この結論は、専門部会報告として取りまとめ、審議会に報告することとします。

事務局は、報告書（案）の準備ができましたら各委員に配付をお願いします。

賃金室長

報告書案を作成して参りますので少々お待ちください。

【報告書（案）を配付】

部会長

事務局は報告書（案）の読上げをお願いします。

賃金指導官

【読上げ】

部会長

ただ今事務局から読み上げていただいた報告書の（案）を、本専門部会における全会一致の結論として、審議会に報告することとしてよろしいですか。

【異議なし】

部会長

それでは、これを本専門部会の報告としますので、冒頭の（案）は削除願ひ、この報告内容により、審議会会長に報告することとします。

ここで、本報告書の取扱い等の説明を事務局からお願いします。

賃金室長

専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するということを事前に御承認いただいているところでございます。

したがいまして、全会一致で得られましたこの専門部会の決議は、審議会の決議となり、審議会の答申内容となります。

答申(案)について、審議会に代わり当部会で検討をお願いいたします。

部会長

それでは、事務局は、答申文（案）の準備をお願いします。

賃金室長

答申文案を作成して参りますので少々お待ちください。

【答申文（案）配付】

部 会 長

事務局は答申文（案）の読上げをお願いします。

賃金指導官

【読上げ】

部 会 長

ただ今の答申文（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

【質問等なし】

部 会 長

それでは、この答申文の冒頭の(案)は削除願ひ、この「大分県鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)」を審議会会長からの答申とします。今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日、答申をいただきましたので、早速、答申の要旨を大分労働局前に掲示及び労働局ホームページに掲載することをもちまして、公示いたします。

異議の申出手続に基づく申出の期限は10月29日（水）までとなっております。異議申出がなければ、官報公示の手続きを行い、効力発生は12月25日の見込みでございます。なお、異議申出があった場合には、11月7日（金）開催予定の審議会で検討することとなっております。

部 会 長

ただ今の、事務局の説明に対し、何か御質問等はありませんか。

それでは、これで審議を終了しますが、本年9月18日の専門部会設置以来、大変お忙しい中、各委員におかれましては、調査審議に御協力いただき、ありがとうございました。

また、多大な御苦勞をいただいた結果、全会一致をみる事が出来ましたことに、重ねて深く感謝申し上げます。

それでは、ここで、池辺労働基準部長から御挨拶があるとのことですのでお願いします。

労働基準部長

労働基準部長の池辺でございます。

本年度の鉄鋼業特定最低賃金の審議につきましては、大分県最低賃金の引上げが大きかったことや、物価の上昇などの経済情勢の変化がある中で、委員の皆様におかれましては真摯にご審議を重ねていただきまして、労使歩み寄っていただき全会一致で結論を得ることができましたことに感謝申し上げます。

また、松隈部会長をはじめ公益委員の皆様方におかれましては、労使委員のそれぞれのご意見を踏まえていただき合意に導いてくださいまして誠にありがとうございました。

大分労働局におきましては、今後は、大分県最低賃金と併せて、鉄鋼業最低賃金につきましてもしっかりと周知を図ってまいります。委員の皆様方におかれましても、周知にご協力を賜りますと幸いです。

お忙しい中、本年度のご審議大変ありがとうございました。

部会長

以上で本専門部会の審議をすべて終了します。

最後に、本日の議事録確認委員は、原口委員、松尾委員にお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。